

平成 31 年 2 月 定例会（第 335 回）  
3 月 15 日

[今井光子議員 提案理由の説明](#)

↑（クリックで今井光子議員の提案理由の説明へ移動）

平成三十一年度議案、議第一号「平成三十一年度奈良県一般会計予算」に対し、修正の動議

平成31年 2月 定例会（第335回）

平成三十一年

第三百三十五回定例奈良県議会会議録 第七号

二月

平成三十一年三月十五日（金曜日）午後一時四分開議

出席議員（四十三名）

一番 亀田忠彦	二番 池田慎久
三番 猪奥美里	四番 山中益敏
五番 川口延良	六番 松本宗弘
七番 中川 崇	八番 佐藤光紀
九番 川田 裕	一〇番 井岡正徳
一一番 田中惟允	一二番 藤野良次
一三番 森山賀文	一四番 大国正博
一五番 岡 史朗	一六番 西川 均
一七番 小林照代	一八番 清水 勉
一九番 松尾勇臣	二〇番 阪口 保
二一番 欠員	二二番 中野雅史
二三番 安井宏一	二四番 田尻 匠
二五番 奥山博康	二六番 荻田義雄
二七番 岩田国夫	二八番 乾 浩之
二九番 太田 敦	三〇番 宮本次郎
三一番 和田恵治	三二番 山本進章
三三番 国中憲治	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 山村幸穂	<b>四二番 今井光子</b>
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

一、予算審査特別委員長報告

一、常任委員長報告

一、平成三十一年度議案、議第一号から議第三十五号並びに平成三十年度議案、議第百十四号から議第百二十六号、議第百二十八号及び報第三十二号から報第三十四号並びに議会閉会中の審査事件の採決

一、監査委員の選任同意

一、追加議案の上程と同採決

一、特別委員長報告

一、意見書決議

-----  
○議長（川口正志） これより本日の会議を開きます。  
-----

○議長（川口正志） この際、お諮りします。

監査委員の選任同意、追加議案の上程及び同採決、意見書決議を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。  
-----

○議長（川口正志） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。  
-----

○議長（川口正志） 次に、平成三十一年度議案、議第一号から議第三十五号並びに平成三十年度議案、議第百十四号から議第百二十六号、議第百二十八号及び報第三十二号から報第三十四号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月一日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成三十一年度奈良県一般会計予算」案、「平成三十一年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算」案ほか十四特別会計予算案、並びに「平成三十年度奈良県一般会計補正予算」案（第四号、第五号）ほか四特別会計補正予算案について、議会機能のひとつである審査・監視機能の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、五日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。

その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることにいたします。

まず、平成三十一年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十六号並びに平成三十年度一般会計補正予算案（第四号）及び流域下水道事業費特別会計補正予算案（第一号）、すなわち議第百十四号及び議第百十五号について申し上げます。

知事は、就任以来、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ことを県政の目指すべき姿として、直面する県政諸課題に取り組んでこられました。

その結果、がん死亡率の減少や就業地別有効求人倍率の上昇など、取組の成果が数字となって現れてきており、また、奈良県総合医療センターの移転開院や平城宮跡歴史公園「朱雀門ひろば」の開園など、成果が形でも見えるようになりました。

しかし、奈良県をもっと良くするためには、まだまだ力を入れなければならない課題も数多くあり、引き続き、地域経済を元気にするプロジェクトや地域医療・介護・福祉の充実、観光振興、農林業の振興、南部地域・東部地域の振興、インフラ整備などを推進し、各分野の課題が解決できるよう、取組を進めることとされました。

また、活用可能な財源を最も効果的・効率的な形で必要な施策に充当するとの観点から、県債残高を減らすための取組を継続し、将来の公債費負担を軽減するなど、財政の健全性の維持にも努めることとされました。

このような考え方で新年度の予算編成を行われたところですが、四月に実施される知事選挙及び県議会議員選挙を念頭に置き、いわゆる骨格予算とされ、当初予算案には、行政サービスが遅延・停滞することがないように、義務的な経費や執行計画上、年度当初からの取組が必要な事業などを計上し、その他の経費については、選挙後の判断に委ねることとされました。

その結果、一般会計の総額は五千十六億九千八百万円、前年度に比べて一・〇%の減となりました。この主たる要因は、公債費や社会保障関係経費の義務的な経費が増加するものの、公共事業の新規箇所等については、選挙後の補正予算による対応を想定したことなどにより投資的経費が減少したためであります。

この新年度予算と併せて、財源として有利な国の補正予算を活用され、道路や河川の防災・減災対策などを進めるため、一般会計で三十年度補正予算案、百二十九億四千百万円余を編成されました。

次に、三月一日に追加提出された議第百十八号から議第百二十一号の平成三十年度一般会計補正予算案（第五号）及び特別会計補正予算案については、大和高田市が実施した旧高田総合庁舎のアスベスト除去にかかる経費の負担や、平成三十年七月豪雨災害により被災した岡山県などにおいて災害救助活動を実施した県内の市町への負担金の交付のほか、諸般の事情により必要と認められる経費を増額する一方、県税等の収入見込みの減による市町村への県税交付金等の減額など、事業の年度内の執行を見通した減額補正をされました。

次に採決の結果を申し上げます。

日本維新の会委員から、平成三十一年度議案、議第一号については、ファシリティマネジメントとの整合性が図れていない、なら歴史芸術文化村及びN A F I Cの関連予算が含まれていることから反対であるとの意見の開陳があり、また他の委員からも反対意見があ

りましたことから、起立採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

なお、残余の議案、すなわち平成三十一年度議案、議第二号から議第十六号、並びに平成三十年度議案、議第百十四号、議第百十五号及び議第百十八号から議第百二十一号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

また、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳があり、その主な要望・意見については、次のとおりであります。

一 人口減少や高齢化が急速に進む中、財政の健全性を確保するため、引き続き財政規律の堅持に努められたいこと。

一 県外の大学へ進学した学生に対し、県内就労を促進するための取組を推進されたいこと。

一 障害に対する理解の更なる促進を図るため、まほろば「あいサポート」運動やヘルプマークによる啓発に取り組まれたいこと。

一 健康寿命日本一の実現を目指し、市町村や関係団体と連携した運動や食育などの取組を推進されたいこと。一 待機児童の解消や保育の質の向上を図るため、保育環境の充実に努められたいこと。

一 県産農産物や県産材等の首都圏や海外への販路拡大に向けた取組について、一層の充実を図られたいこと。一 有害鳥獣の生息数や被害の実態を把握の上、効果的な対策を講じられたいこと。

一 県民の安全確保や環境美化の向上を図るため、県管理の道路や河川について、計画的な維持管理に努められたいこと。

一 流域下水道の溢水事故を防止するため、合流式区域からの雨水流出抑制対策について、関係市町村とともに検討されたいこと。

一 部活動の質の向上及び教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の積極的な活用を図られたいこと。

以上、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、所管の常任委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。一一四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭）（登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る三月一日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月四日に委員会を開催し、付託されました議案十三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十一年度議案、議第十八号中・当委員会所管分、議第十九号、議第二十一号中・当委員会所管分及び議第三十一号並びに平成三十年度議案、議第二百二十二号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十一年度議案、議第十七号中・当委員会所管分、議第二十号、議第二十二号、議第二十三号中・当委員会所管分及び議第二十九号並びに平成三十年度議案、議第二百二十三号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成三十年度議案、報第三十二号及び報第三十四号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――二十四番田尻匠議員。

◆二十四番（田尻匠） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る三月一日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月四日に委員会を開催し、付託されました議案十件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十一年度議案、議第二十一号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十一年度議案、議第十七号中・当委員会所管分、議第三十号、議第三十二号及び議第三十五号並びに平成三十年度議案、議第一百十六号及び議第二百二十四号から議第二百二十六号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成三十年度議案、報第三十四号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治）（登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る三月一日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、三月四日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十一年度議案、議第二十一号中・当委員会所管分及び議第二十四号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十一年度議案、議第十七号中・当委員会所管分及び議第二十七号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成三十一年度議案、報第三十四号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、建設委員長の報告を求めます。――十八番清水勉議員。

◆十八番（清水勉）（登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る三月一日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月五日に委員会を開催し、付託されました議案八件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十一年度議案、議第二十一号中・当委員会所管分及び議第二十八号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十一年度議案、議第二十三号中・当委員会所管分、議第二十五号、議第三十四号並びに平成三十一年度議案、議第一百十七号及び報第三十三号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成三十一年度議案、報第三十四号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実ににつきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――二十番阪口保議員。

◆二十番（阪口保） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る三月一日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月五日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。その結果、平成三十一年度議案、議第十八号中・当委員会所管分、議第二十一号中・当委員会所管分及び議第二十六号、並びに平成三十年議案、議第二百二十八号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十一年度議案、議第三十三号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十八条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、四十一番山村幸穂議員ほか四名から、平成三十一年度議案、議第一号「平成三十一年度奈良県一般会計予算」に対し、修正の動議が提出されましたので、これを議題といたします。

修正案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

四十二番今井光子議員に、提案理由の説明を求めます。――四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） （登壇）日本共産党を代表いたしまして、平成三十一年度一般会計予算、修正案の提案理由説明をさせていただきます。詳しくは、お手元の別紙一、別紙二をごらんください。

県民生活の中に格差と貧困が広がる中、暮らしを応援し、県内経済の活性化を図ることを願って、特に子どもの貧困対策を強化することや、未来ある若い世代を応援すること、高齢者の暮らしを支えることを念頭に置いて提案をするものです。子育て世代の支援を強めるため、第一に、切実な願いである耐震不足の奈良高等学校の現地建てかえを行います。建設費四十二億円の九割、三十七億八千万円は県債を活用します。

第二に、老朽化や耐震改修工事でクーラーが設置されていない全教室にレンタルも含めたクーラー設置をするため、県立高校空調設備設置費用一億二千万円を計上します。

第三に、全国で二番目に通学時間が長い県立高等学校の遠距離通学の学生へ交通費補助制度を創設します。

第四に、高額な大学学費により学ぶ権利が奪われております学生を支援し、若い世代の県内定住を促進する制度として、大学生給付型奨学金制度を創設します。この制度は、一億二千万円を計上し、経済的に厳しい環境にありながらも、学ぶ意欲を持つ県内出身の大学生に対し、年間授業料に匹敵する六十万円を四年間支給し、卒業後、奈良県内の事業所に就職する、あるいは定住した場合に返還を免除するもので、一学年当たり五十名、四学年で二百名分の奨学金を創設します。同様の制度は沖縄県、長野県などで具体化が始まっており、本制度が若い世代の学びを応援し、県内定住を促進することを願って提案をするものです。

第五に、子ども医療費助成制度を八月から就学前まで一部負担金だけで受診できるようになりますが、中学三年生まで窓口負担なしの現物給付方式にするため、五億五千万円を計上します。障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障害者老人等医療費助成制度につきましては、福祉医療費制度の窓口負担をなくすため、二億一千万円を計上します。

高齢者の生活を支えるため、第一に、後期高齢者医療制度の保険料負担を一人当たり年間約二千元軽減するため、三億円を増額します。

第二に、介護保険利用者の負担軽減を目的とした基金を二億円で創設します。

地域経済の活性化を図るために、第一に、学校給食の地産地消を広げ、耕作放棄地を解消するため、奈良県産給食推進事業費を九百二十万円増額し、一千百万円とします。

第二に、住宅リフォーム助成制度は地域も業者も元気にする制度として、経済への波及効果大きい、一般助成制度を復活させるため、九千万円を計上します。そのために必要な一般財源は約二十二億八千五百万円であり、これらは不要不急の大型事業の見直し、県民合意が得がたいと考えられる事業の見直しで捻出することができます。

総務費を三億二千三百七十七万九千円削減します。マイナンバー制度は膨大な個人情報政府が一手に握ることへの懸念が広がっており、国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを強引に進めることは認められません。奈良県への自衛隊駐屯地誘致は防衛省もその必要性を認めていません。また、自衛官募集事業費は自治体に対象者名簿の提供を求めるものであり、個人の同意なく進めるべきではありません。東アジア地方政府会合開催事業や平城遷都一三〇〇年記念アジアコスモポリタン賞受賞関連事業は、県民的理解を得がたいと考えます。大阪・関西万博開催協力等事業については、万博の理念には賛成いたしますが、カジノとセットで人工の埋め立て地に五月から十一月の台風シーズンに二万八千人もの集客は大丈夫かという懸念の声もあり、言われるままの協力はすべきではないと考えます。徴収強化に向けた取組事業は民間に委託し、給与の差し押さえなど困窮する滞納者に寄り添ったものにはなっておりません。国民保護法体制整備推進事業は、アメリカが海外で引き起こす戦争に日本を引き込み、自衛隊の支援活動に罰則付きで国民を総動員するものであり、見直すべきと考えます。

地域振興費を六十六億二千五百五十万六千円減額します。なら歴史芸術文化村整備事業はその必要性に対する県民合意はなく、計画を大きく見直す必要があります。県域水道一体化推進事業は水道民営化につながり「命の水」が危ぶまれる危険があり見直し、削除します。就学前教育推進事業は、子どもたちを早期に競争主義的な教育体制に組み込むものであり見直します。高学費に苦しむ学生を支援するため、大学生給付型奨学金を創設する。奈良の仏像海外展示事業及び大英博物館仏像展示と連携したプロモーション推進事業は、意義は認めますが、経費が二億五千万円とかかり過ぎていることから見直します。奈良大立山まつりは中止をすることといたします。

福祉保険費を十二億五千六百三十二万三千円増額します。子育て世代の切実な願いに応えるために、子ども医療費助成制度を窓口負担なしの現物給付方式に改め、一部負担金をなくす。福祉医療制度の窓口払いをなくした際に減額されず国庫負担金を、市町村負担分も含めて県が助成することとします。後期高齢者医療制度の保険料を加入者一人当たり約二千元引き下げることにします。介護保険利用者の負担軽減のための基金を創設します。

くらし創造費を三千六百二十五万七千円減額します。人権はあらゆる事業の根底に貫くべきものであり「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業、差別をなくす強調月間事業、人権問題人材養成事業など五事業は、人権擁護の施策としては適当ではないと考え、減額いたします。

農林水産費を二千四百八十二万円減額します。奈良の農産物海外販売開拓推進費、首都圏でのならの「食」PR事業費は費用対効果が明確でなく廃止します。奈良県産給食推進事業費を増額し、地産地消を推進し、委託栽培で耕作放棄地をなくすなど、地元で安心安全な食材を提供することを応援します。

産業振興費を九億一千八百九十万二千円減額します。戦略的企業誘致事業及び企業立地促進補助事業は、投資効果が期待できず、また正規雇用の拡大に結びつかないと考えます。産業用地確保推進事業費は、効果が見られないので減額いたします。

県土マネジメント費を三十一億六千三百五十九万二千円減額します。京奈和自動車道大和北道路、大宮通りの植栽及び修景整備事業については、必要性が認められないと考えます。リニア中央新幹線は、莫大な費用がかかり公費投入が懸念されることや、電力消費が大きく省エネに反すること、電磁波被曝など安全性の未確立など問題が大きく、建設そのものに国民的意義が乏しいと考えます。奈良公園施設魅力向上事業のうち吉城園周辺整備事業や高畑町裁判所跡地整備事業は、名勝地であり幾重にも規制が設けられた地域に、ルールを曲げて高級ホテルを誘致するものであり、奈良公園の魅力向上につながるとは考えられず見直すことといたします。地域経済活性化対策の一つとして住宅リフォーム助成制度を創設します。

教育費を四十二億三千三百六十八万五千円増額します。県立高校適正化推進事業費は、県民合意が得られないままの推進はすべきではないので削減します。奈良高等学校の現地建てかえ費を増額します。遠距離通学の交通費を支援します。空調設備設置事業費は耐震

工事など未設置のところを含めすべての学校にクーラーを設置します。人権教育推進費四事業については、差別解消に役立たず人権教育にふさわしくないと考え、減額いたします。学校教育アドバイザーチーム運営事業は、固定的な指導方針を教育現場に押しつけるものとなっており、教育現場の困難解消に役立たないと考え、減額いたします。県立大学に設置されたユーラシア研究センターと、同大学で展開されております東アジアサマースクール、ジャーナル発行事業は、県民に理解が得がたいと考え、減額いたします。県公報を活用し、貧困家庭を支援するため、就学援助助成制度の周知を図ります。予備費を二億六千二百四十万一千円増額いたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、議員各位のご賛同をお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（川口正志） お諮りします。

本修正案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

これより、平成三十一年度議案、議第一号に対する山村幸穂議員ほか四名から提出されました修正の動議について、起立により採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、三十番宮本次郎議員に発言を許します。一一三十番宮本次郎議員。

◆三十番（宮本次郎） （登壇）日本共産党を代表して、議案に対する討論を行います。

まず、平成三十一年度議案、議第一号、平成三十一年度一般会計予算案についてです。

骨格予算と言われておりますが、予算規模は非常に大きくなりました。全体的には建設事業費が前年比で九十億円増加するなど、いわゆる箱物事業が突出をしております。県営ブルー跡地の新ホテルの土台となる国際会議場などの整備に五十三億円、県庁隣の商業施設、奈良公園バスターミナルに二十四億円、天理市の芸術拠点、なら歴史芸術文化村整備、八億円などです。交通利便性の問題や、地域との連携の弱さなど、前知事の負の遺産とも言われるに至った万葉ミュージアムの二の舞にならないか心配です。これまでの県民的批判をどう受けとめているのかが問われます。また、県立高等学校の耐震化に係る予算が計上されましたが、注目された奈良高等学校の耐震強度が低い校舎については、保護者が納得できるものには至っておりません。

よって、以上のような理由から、議第一号に反対いたします。

議第十八号は、職員定数に関するものですが、学校現場で奮闘する教職員定数削減につながるものであり、賛成できません。

議第十九号は、一般職員給与の引き下げにつながるものであり、賛成できません。

議第二十一号、手数料条例、議第二十四号、中央卸売市場の条例ですが、いずれも消費税増税を前提としたものであり、賛成できません。

議第二十六号は文化財行政を知事部局に移すものです。保存と活用と言われますが、活用に軸足が置かれるようになる懸念があり、容認できません。

議第二十八号、流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収の変更については、一定の前進面はありますが、奈良市では下水道料金の引き上げが検討されており、市民の負担が心配されています。原因として、奈良県が総務省の基準に比べて、一般会計の繰り入れが少ないことが指摘をされており、賛成できません。

議第三十一号、新領域水道ビジョンについてです。安全な水を安く供給するのは行政の役割ですが、効率優先で経営統合なされることは災害時の対応などに問題があります。一部反対している自治体もあり、住民の議論がもっと必要です。よって、賛成できません。

続いて、平成三十年度議案、議第二百二十二号、国際芸術家村の契約案件は当初の計画から増額されたものです。コンセプトに対する県民の合意も乏しく、見通しがはっきりしない事業に対し、膨大な投資は認められません。

議第二百二十八号は議員提案の条例ですが、条例に定められた部落差別解消につながりにくいと考えます。同和対策特別措置法が終了し、同和地区と呼ばれる地域は存在いたしません。教育の充実や生活水準の平準化で格差がなくなり、人的交流も進んでいます。そのもとでどのような実態調査を行うのでしょうか。現在、ネットによる差別書き込みなどもあります。それが社会的に批判される人権感覚が一般的に広がっています。また、差別解消の取り組みは部落差別だけではなく、民族差別や思想差別など、あらゆる差別を対象とし、全ての人々の人権が尊重されるような社会を目指すべきであります。よって、賛成できません。その他の議案には全て賛成をいたします。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（川口正志） 次に、四十番中村昭議員に発言を許します。一一四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） （登壇）議長のお許しを得ましたので、自民党奈良を代表いたしまして、予算審査特別委員会及び各常任委員会に付託されました全議案に賛成の立場から討論を行います。

荒井知事は、就任以来、奈良県をよくしたいという強い思いのもと、直面する県政諸課題に真正面から取り組み、企業誘致や医療提供体制の充実など、数々の成果を上げてまいられました。今定例会に提出されました新年度予算案におきましても、来月、実施される統一地方選挙を念頭に置いた、いわゆる骨格予算としながらも、県政の発展、継続のため、まだまだ山積する諸課題に積極果敢に取り組むこととされました。まことに的を射たもの

でございます。具体的には企業誘致をさらに促進するための産業用地確保や、県産品や県産農産物などの販路拡大支援など、県経済の活性化に取り組まれます。雇用につきましては、若者や女性、障害者、高齢者などの就労を促進するとともに、県内における働き方改革の取り組みを積極的に支援されます。また、本年十月に予定されている消費税率引き上げによる地域活力の低下を最大限防ぐため、県内の消費喚起にも取り組まれます。

観光振興においては、急増するインバウンド観光に対応するため、宿泊施設や受け入れ環境の充実を図るとともに、イギリス大英博物館での仏像展示や、東京国立博物館での特別展「出雲と大和」の開催など、国の内外に豊富な歴史文化資源を有する奈良の魅力をアピールされ、通過型観光から滞在型観光への転換を進められます。

医療・介護の充実につきましては、高齢化社会に対応するため、高度急性期から慢性期、在宅医療、介護までの一連のサービスを適切に受けられる、効率的で質の高い医療、介護の提供体制の構築に取り組まれます。また、就労継続や再就職への支援をはじめとする女性の活躍支援、保育所などの整備や保育士の確保、定着などの子育て支援の充実、児童虐待対策の強化にも取り組まれます。さらには、過疎化が進む南部地域、東部地域の振興に加え、県と市町村が連携、協働する奈良モデルによるまちづくりの推進や行政の効率化にも引き続き取り組まれます。

このように、県政全般にわたる喫緊の課題に対して、迅速かつきめ細かな施策が新年度予算案に計上されていますが、脱ベッドタウンを図り、地域の自立と暮らしやすい奈良を実現するためには、将来の発展につながる効果的な投資も不可欠であります。そのため、既に着手されている大宮通り新ホテル・交流拠点整備やなら歴史芸術文化村整備などのプロジェクトについて着実に進捗を図ることとされています。

また、財政運営の面からも、将来の県民に過度な負担を残さないよう、県債残高を前年度から二百六十四億円減らされています。さらに交付税措置がなく、県税など自前の財源で返済すべき県債残高も、この十年間で九百二十六億円減少されるとともに、将来の県民の借金返済負担上の指標とされておられる交付税措置のない県債残高と県税収入額との比率は三・〇倍と、知事就任以来、最も良好な水準を維持されるなど、健全で持続可能な財政運営にも努力をされております。大いに評価されるものであります。

以上のことから、自民党奈良といたしましては、この予算審査特別委員会及び常任委員会に付託された全ての議案について賛成の意を表します。終わります。

○議長（川口正志） 次に、九番川田裕議員に発言を許します。――九番川田裕議員。

◆九番（川田裕） （登壇）無所属の川田でございます。議長のお許しをいただきましたので、反対討論を行います。

反対する議案は、議第一号、平成三十一年度奈良県一般会計予算、その他議第十五号、議第十九号、議第百十七号、議第百二十一号、議第百二十二号について、反対討論を行います。

まずは、議第一号、平成三十一年度奈良県一般会計予算についてであります。当初予算については、統一地方選挙、知事選も行われることから、骨格予算としての提出であります。しかし、当初予算は二年連続の五千億円の大台を超え、その中でも、投資的経費が大幅に増える中、政策のスクラップはわずかにとどまり、県税収入は減少の見込みであります。その中でも、コンベンションセンターやなら歴史芸術文化村などの箱物投資が占める中、義務的な事業である住民の生命、身体保護に直結する耐震事業は他府県と比較し、大幅におくれていることも詳細にわかり、まして平成三十一年度に発覚した県教育委員会の高等学校校舎の耐震事業への取り組みのずさんさ、多くの生徒、保護者にも多大なご迷惑をおかけしている現状の中でも、県教育委員会からはそれに対する説明責任を果たす姿勢、謝罪すらいまだにない現状であります。

予算とは民間ができないことを住民皆がお金を出し合い、公共福祉の向上のための租税であります。詳細な部分は除きますが、本質部分としては多数決で予算の分捕り合戦、民意の無視、行政法の考えに基づく予算執行の優先順位を軽視するものではありません。ところが、真っ先に取り組むべく事業の予算も明確でなく、それを当初予算で計算せずに放置し、経済効果の合理性も説明できない投資的経費が優先されることは租税の本質に関わるものであります。

よって、議第一号、平成三十一年度一般会計予算は反対いたします。

その他議第十五号、平成三十一年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算についての反対理由であります。

平成三十一年度から国民健康保険事業は県単一化として県に事務が移管されたものであります。当初から懸念されていましたが、奈良県では所得割の方式を選択し、その結果保険料が引き上げられた市町村の団体では、全国でも上位に位置する団体数に上り、制度変更により、劇的な変化が望ましい保険制度において、他府県と比較し、大きな格差が発生いたしました。まして、保険料の増額になる補填として使われるべき交付金も市町村が行っていた一般会計繰入金金の補填に使用され、本来の制度と目的は異なります。

よって、不公正な制度に対する予算であり、反対するものであります。

議第十九号、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する反対理由であります。

理由は端的に知事選挙、県議会議員選挙が行われ、四月七日に投票結果がわかります。この予算内容は完全に新しい代表者が決定する内容であります。本則ではなく、特例で行う条例改正であり、選挙結果の民意を反映しないものであり、多大な費用をかけて行う民主主義の対価に反するものであります。また、選挙パフォーマンスと非難されるものでもあります。

よって、反対するものであります。

以上、主な議案についての反対討論ではありますが、議員諸侯におかれましては、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、反対討論といたします。ご清聴、ありがとうございます。

○議長（川口正志） 次に、一番亀田忠彦議員に発言を許します。――一番亀田忠彦議員。

◆一番（亀田忠彦） （登壇）自由民主党を代表して、全議案に賛成の立場から討論を行います。

知事は就任以来、地域の自立を図り、暮らしやすい奈良をつくることを県政の目指すべき姿とされ、さまざまな分野の課題解決に取り組まれ、その成果が奈良県総合医療センターの移転開院や平城宮跡歴史公園の開園など、数字だけでなく形としてもあらわれてきています。しかし、奈良県をもっとよくするためには、まだまだ力を入れなければならない課題も残されているとして、今定例会に平成三十一年度当初予算案と平成三十年度補正予算案を提出されました。

そこで、予算案について具体的に意見を申し上げます。

まず、健康寿命日本一を目指した取り組みについては、がん検診や特定健診の受診促進や、市町村とも連携した健康ステーションなど、運動の推進に取り組まれます。また、新奈良県総合医療センターのオープンにより、地域医療体制も整い、ドクターヘリの運航とあわせ、救急搬送時間の短縮につながるものと期待をしております。また、スポーツに親しめる環境づくりのため、総合型地域スポーツクラブの活動支援や、豊かな自然や歴史的景観などの地域資源を生かしたスポーツイベントの開催など、県内各地での取り組みを推進するものとなっております。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催がいよいよ来年に迫り、キャンプ地招致に向けた取り組みにも期待をいたします。

次に、県民が安全で安心して快適に暮らし続けられる取り組みについては、多様な働き方への就労支援をはじめ、子育ての支援、児童虐待の早期発見、早期対応、地域防災力や消防救急体制の充実などの取り組みを進められます。昨年七月の豪雨災害等を教訓に、県民の命を守るための緊急防災大綱を取りまとめ、住民の避難行動につながる訓練を実施させることは、実践に即した重要な取り組みです。

次に、雇用、投資、消費の経済の好循環の促進のため、知事就任以来、これまで四年ごとに百件を超える企業誘致を着実に進めてこられました。さらに、企業誘致を促進するため、京奈和自動車道や西名阪自動車道など、幹線道路周辺に産業用地の確保に取り組まれるとともに、県産品のブランド力向上や販路拡大にも取り組むものとなっております。また、奈良の美味しい「食」の首都圏及び海外への販路拡大、多様な担い手が農業参加できるための支援や奈良らしい新たな森林環境管理体制の導入を進めるとともに、森林環境譲与税を活用し、市町村を支援されます。

また、観光振興については、JRおおさか東線で奈良・新大阪間の直通便が運行されることや、二〇二五年、大阪・関西万博の開催が決定されたことなど、今後も県内のインバウンド観光需要の増加が見込まれます。これまで知事が進めてこられた奈良公園バスター

ミナルによる交通渋滞の緩和への取り組み、来春オープン予定のJWマリオットホテル奈良と隣接のコンベンションセンターによる県内宿泊客の増加につながる取り組みなど、着実な事業進捗を期待するものです。あわせて、奈良の魅力の海外への発信、さらに首都圏を中心にした国内プロモーションなどへの取り組みがますます重要となります。

次に、南部・東部地域については、観光対策や人材育成にさらに積極的に取り組んでいただくものであり、また災害に強い道路ネットワークの整備をするものとなっており、大切な取り組みと言えます。

これまで知事は、住んで良し、働いて良し、訪れて良しの奈良県の実現、地域の発展に向けて取り組みをされてきました。今回の予算案についても、県政全般にわたる喫緊の課題への施策も計上されており、もっと良くなる奈良の実現に向けて大いに期待が持てるものになっています。一方、活用可能な財源を効果的、効率的に必要な施策に充当するという観点から、県債残高を減少する取り組みの継続や将来の公債費負担の軽減など、財政健全性の維持にも努力されており、高く評価できるものです。なお、執行に当たっては最大限の効果が得られるよう、一致団結して引き続き努力されることを要望いたします。また、残余の議案も、予算案に関連して必要とされる条例の制定及び改正案等であり、いずれも適切なものであります。したがって、自由民主党といたしましては、今定例会に提出されました全ての議案について、賛成の意を表明いたします。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（川口正志） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、平成三十一年度議案、議第一号について起立により採決します。

平成三十一年度議案、議第一号について、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、平成三十一年度議案、議第十五号、並びに平成三十年度議案、議第二百一十一号について起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案はいずれも委員長報告のとおり決しました。

次に、平成三十一年度議案、議第十八号、議第二十一号、議第二十四号、議第二十六号、議第二十八号及び議第三十一号、並びに平成三十年度議案、議第二百二十八号について起立により採決します。

以上の議案を各常任委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案はいずれも委員長報告のとおり決しました。

次に、平成三十一年度議案、議第十九号について、起立により採決します。

平成三十一年度議案、議第十九号について、総務警察委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成三十年度議案、議第百十七号について起立により採決します。

平成三十年度議案、議第百十七号について、建設委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成三十年度議案、議第二百二十二号について起立により採決します。

平成三十年度議案、議第二百二十二号について、総務警察委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

お諮りします。

平成三十一年度議案、議第二号から議第十四号及び議第十六号、並びに、平成三十年度議案、議第百十四号、議第百十五号及び議第百十八号から議第二十号については、予算審査特別委員長報告どおりに、平成三十一年度議案、議第十七号、議第二十号、議第二十二号、議第二十三号、議第二十五号、議第二十七号、議第二十九号、議第三十号及び議第三十二号から議第三十五号、並びに平成三十年度議案、議第百十六号、議第百二十三号か

ら議第二百二十六号及び報第三十二号から報第三十四号、並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案はいずれも委員長報告のとおり決しました。

-----  
○議長（川口正志） 次に、平成三十年度議案、議第二百二十七号を議題とします。

議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

議第二百二十七号「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については起立により採決します。

原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

-----  
○議長（川口正志） 次に、十九番松尾勇臣の議員ほか七名から、平成三十一年度議案、議第三十六号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例」についての議案が提出されましたので、これを議題とします。議案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

十八番清水勉議員に提案理由の説明を求めます。――十八番清水勉議員。

◆十八番（清水勉） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、ただいま上程されました、議第三十六号、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例につきまして、この提案の理由を説明いたします。

本定例会におきまして、議第十九号、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例が先ほど議決をされました。この条例の理由でございますが、県の財政構造において、人件費などの経常経費が多いことを理由に、これまでと同様に知事は一〇%、副知事、教育長は五%、常勤監査委員は四%、管理職は三%から〇・五%の削減を平成三十二年三月三十一日まで実施されるものでございます。先ほど、それぞれの会派から賛成討論もされております。我々県議会議員も奈良県内の経済情勢などを勘案して、平成二十七年十一月一日から平成三十一年四月二十九日までの間における議員報酬の月額を議長にあっては八十六万円、副議長にあっては七十五万円、議員にあっては七十万円とする条例を平成二十七年十月二十日に全会一致で議決をいたしております。

この任期中、削減をしても議員活動に支障はなかったと、かように存じ上げております。今年度におきましては、公共施設の維持管理、県有施設の耐震対策に対して活発な議論が行われております。これら施策のおくれに対する責任の一端は議会にもあることを踏まえ、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例にならって、平成三十一年四月三十日から平成三十二年三月三十一日までの間、議員報酬の月額を議長にあっては八十六万円、副議長にあっては七十五万円、議員にあっては七十万円とする条例を提出するものでございます。

本年十月から消費税の増税が行われます。県民の可処分所得が減ることも想定されますので、引き続き議員報酬の約一〇％削減を継続することに議員諸氏のご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由といたします。

○議長（川口正志） お諮りします。

議第三十六号については、質疑、委員会付託及び討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

これより、採決に入ります。

議第三十六号について、起立により採決します。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

しばらくの間、ご起立のまま、お待ちいただきたいと思います。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

-----  
○議長（川口正志） 次に、特別委員会における調査並びに審査の経過と結果について、各特別委員長の報告を求めます。

初めに、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。一一七番中川崇議員。

◆七番（中川崇）（登壇）観光振興対策特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、誘客のためのプロモーション、オフ期イベント、宿泊施設のキャパシティ向上などの視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、県の人口減少が進む中、観光振興は、地域活性化の有効な手段ともなりうることから、来訪者に奈良県の魅力をアピールするため、記紀・万葉に代表される奈良県特有の多くの歴史素材の魅力を最大限に活用した観光力の向上について、次のとおりとりまとめました。

まず、誘客のためのプロモーションについてであります。

県では、奈良県観光キャンペーンを展開しており、首都圏を中心とした国内プロモーションに取り組まれています。また、フランスで、国宝等を展示する仏像展を開催するなど、奈良の奥深い魅力を海外へ発信する取組も行っておられます。

今後も、来県された観光客に、国のはじまりの地である奈良県の奥深い魅力を体感していただき、その体験を国内外に向けて発信していただけるよう取り組むとともに、事業効果が県内各地の地域振興に繋がる取組を展開することが必要であります。

次に、インバウンド対策についてであります。

県では、「(仮称)奈良インバウンド観光戦略二十年ビジョン」の素案において、外国人観光客数を、二〇一六年の百六十五万人から二〇三七年に六百六十万にするなど、高い目標値を掲げていることから、民間の意見を聞くなど、実態を把握し、積極的な取組を進めることが必要であります。

また、奈良市内においては、時期により外国人観光客であふれている状況であり、奈良らしい風情、風景等が損なわれることを心配する向きもある一方、中南部・東部地域などにおいては、外国人観光客はまばらな状況であります。

そのため、奈良らしい風景等、観光地を守る取組を検討していくとともに、奈良市以外へも外国人観光客を増加させる取組を充実させることが必要であります。

さらに、災害時においては、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人への情報提供、安全・安心の確保は重要な課題であることから、災害時に外国人専用避難所となる奈良県猿沢インについては、スムーズな運営ができるよう体制を整備することが必要であります。

次に、MICEの推進についてであります。

県では、平成三十年度から、観光局にMICE推進係を設置し、きめ細かな誘致活動、大規模コンベンションを受け入れるための体制整備等を進めておられます。また、二〇二〇年には、二千名規模の国際会議が開催可能な奈良県コンベンションセンターがオープンすることから、二〇二一年に開催予定のUNWTO(国連世界観光機関)の総会誘致も行っておられます。

新たなコンベンションセンターとあわせて、既存の施設も活用し、さらなる誘致活動に取り組まれることが必要であります。

また、国際的なスポーツイベントは、観光客数が多く、滞在期間も長期にわたることから、今後も引き続き、大規模なスポーツ大会等も含め、MICEの誘致活動に積極的に取り組んでいくことが必要であります。

次に、県内全域の観光振興についてであります。

県では、様々なイベントを開催し、インターネット等の媒体を活用したPR活動を行うことにより、多くの観光客にご来県いただいています。

しかし、「なら燈花会」、「なら瑠璃絵」など多数のイベントが奈良市内を中心に行われているイメージがあることから、県内各地を盛り上げるためのイベントの開催、観光情報発信などの取組を進める必要があります。

次に、オフ期イベントについてであります。

県では、オフシーズンの宿泊観光客を増やすため、「大立山まつり」、「ムジークフェストなら」など、様々なイベントを開催されていますが、大規模なイベントの開催については、費用対効果等の検証は必須であります。

また、オフシーズンの猛暑・厳寒対策や夜間の安全対策などは重要な課題であります。

今後も、各イベントの事業効果を踏まえた、より魅力的で安全・安心なイベントに取り組んでいくことが必要であります。

次に、宿泊施設のキャパシティ向上についてであります。

まず、宿泊施設の誘致及び受入環境の向上については、県では、通過型観光から滞在型観光への転換を戦略の中心に据え、観光消費額の増加に向けて取り組んでおられます。

滞在型観光の推進には宿泊施設の整備が不可欠であります。本県の客室数は、全国下位に位置しております。

近年、宿泊施設の誘致活動等により客室数は増加傾向にあり、ホテルの新規開業が相次いでおります。

特に奈良市内においては、二〇二〇年春に吉城園周辺地区、高畑町裁判所跡地のホテルが開業予定であるなど、多数の宿泊施設の開業が見込まれていますが、奈良公園など、県民をはじめ多くの方々の手で守られてきた重要な歴史・文化資源があるため、今後も環境に配慮し、住民の理解を深めるよう努めながら誘致に取り組むことが重要であります。

また県内には中南部等にも、ホテルの建設地として優れた地域があり、県内全域での誘致に取り組む必要があります。

しかし、滞在型観光客増加のためには、客室数を増やすだけでなく、Wi-Fi環境、キャッシュレスで観光できる環境、観光バスの駐車場など、受入環境の向上も重要な課題であります。

今後も多様な観光客のニーズに応えるため、最上級ホテル等の高級な宿泊施設から、ゲストハウス等の小さなものまで、バラエティー豊かな施設整備に取り組み、またアメニティーの向上など、量的にも質的にも充実を図っていくことが必要であります。

次に、民泊サービスについては、住宅宿泊事業法等の法令が施行され、一般の住宅においても民泊を営むことができるようになり、宿泊施設の選択肢を広げるものと期待されますが、一方、周辺的生活環境への悪影響が懸念されます。

そのため、県は、地域との調和や市民の暮らし、宿泊者の安全が守られるよう、規制・振興の両面を有する法の趣旨に則って適切に指導し、健全な民泊サービスの普及促進に努めることが必要であります。

次に、県外からの交通アクセスについてであります。

新幹線停車駅や空港のない本県にとって、県外からのアクセス方法の充実・アクセス時間の短縮は、観光誘客において重要な課題であります。

この三月十六日にJRおおさか東線が全線開業し、新大阪駅から奈良駅まで直通快速の運転が開始されることとなります。運転本数等、より利便性向上に向け鉄道事業者と協議するとともに、新大阪駅等で観光情報発信を行うなど、さらなる誘客につなげる取組が必要であります。

また、二十年後にはリニア中央新幹線の開業が予定され、今後、広域の移動手段の充実が見込まれます。

奈良県においては、リニア中央新幹線の開業にあわせた、奈良から関西国際空港への接続新幹線などの大きな構想があり、その実現も含め、民間会社の戦略にあわせた、時機を捉えた取組を県議会、行政、民間が一体となって行うことが必要であります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、県では、「観光の振興」について、もっと良くなる奈良県を目指した取組のひとつとして取り組まれており、日本の始まりの地である奈良県が有する豊かな文化的・歴史的遺産について、観光資源としての魅力をさらに向上させ、ゆっくりじっくり楽しめる観光県を目指して奈良県の強みを十分に発揮した施策を積極的に展開することが求められています。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催を含むゴールデン・スポーツイヤーズや、大阪・関西万博開催の好機を存分に活かすよう、県がリーダーシップを発揮して市町村や関係機関との連携強化を図りながら、地域の活性化に繋がる取り組みを支援するとともに、滞在型観光地としての魅力向上に取り組むなど、観光力の向上に一層努められることを強く要請するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、南部・東部地域振興対策特別委員長の報告を求めます。――三十八番秋本登志嗣議員。

◆三十八番（秋本登志嗣） （登壇）南部・東部地域振興対策特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

南部・東部地域では、紀伊半島大水害発生後、復旧・復興を早期に実現するための各種施策が行われてきました。平成二十七年度に、「復旧・復興」から「地域振興」という新たなステージへと移行し、「訪れてみたくなる地域づくり（交流の促進）」、「住み続けられる地域づくり（定住の促進）」に向けて、鋭意取り組みが実施されています。

しかし、依然として急速な高齢化や若年層を中心とする人口流出に歯止めがかかっていないという現状を踏まえ、次のとおりとりまとめました。

まず、観光振興についてであります。

魅力的な地域資源を持つ南部・東部地域への誘客のため、各種媒体による情報発信やイベントの実施などにより、観光客は増加傾向にあります。

さらなる観光客の増加に向けて、南部・東部地域の優れた観光資源をつないで周遊しやすくする観光ルートの作成や交通アクセスの確保が必要であり、市町村と連携した取り組みの推進が望まれます。また、体験型観光の需要が高まっていることから、体験メニューづくりや農林業を体験できる農家民宿など特色のある宿泊施設の整備に対する支援を行うとともに、民泊の活用も含めて宿泊施設を増やす取り組みが望まれます。

次に、農林業の振興についてであります。

林業の振興においては、スイスを手本とした新たな森林環境管理体制を導入するに当たり、森林組合や山主等が理解を深め県と連携して事業が進められるよう、丁寧な説明等に努める必要があります。また、施業放置林の解消や所有者不明森林の対策を推進するため、市町村における林地台帳の整備や森林GISの導入への支援が望まれます。

農業の振興においては、農畜水産物のブランド認証制度の推進や首都圏での県産農産物PRイベントに加えて、首都圏や海外などへの販路拡大により収益性の向上を図り、生産者の増加や新規就農者の確保に努めるとともに、首都圏への配送コストなどの経費についての生産者への支援や、六次産業化の取り組みが望まれます。

また、鳥獣被害が発生し、駆除にかかる猟友会の活動への市町村の補助負担が増加する一方であるため、県補助金の内容等の見直しが望まれます。また、捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用するため、広域的な処理加工施設の整備やジビエ商品開発の支援を行うとともに、ならジビエ料理を提供する店舗の登録やPRイベントの実施などでの情報発信による「ならジビエ」の普及推進が望まれます。

次に、地域公共交通についてであります。

過疎化や高齢化が進む南部・東部地域において、地域で安心して暮らすためには、高齢者の買い物や通院といった日常・社会生活の移動手段である公共交通の維持は必要不可欠であります。地域住民の利便性をこれまで以上に向上させていくため、市町村間の連携を強化し、広域的な移動手段を確保するなど、移動ニーズに応じた交通サービスの実現に向け、更なる支援が望まれます。

次に、教育の充実についてであります。

教育・子育ての充実を図るため、南部・東部地域の小規模校でICTを活用した効果的な遠隔合同学習が推進されています。

しかし、南部・東部地域のへき地校においては、児童・生徒数の減少により複式学級が編制されております。教育の充実を図るためには、複式学級の編制基準を見直すなど、複式学級の解消に努めるとともに、やむを得ず複式学級を採用する場合は、逆に複式学級の特性を生かして生徒を呼び込めるような学校づくりの取り組みが望まれます。

また、県立高等学校適正化実施計画により、南部の高等学校の適正化を進めるに当たっては、首長が経営にも積極的に参画できる仕組みや場を設けて、よりよい林業の後継者を育てるような、特色ある学校づくりの取り組みが望まれます。

次に、災害対策についてであります。

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域については、平成三十一年度の指定完了に向けて取り組みが行われています。指定状況についての住民への周知に努めるとともに、地域防災力を高めるため、土砂災害の防止に対する県民への啓発活動が必要です。

道路及び河川の防災対策として、道路においては、トンネルや橋りょう、道路法面等の点検を行い適正な維持管理を行う必要があり、河川においては、台風や豪雨により被害が発生した河川の整備を早期に実施し安全確保を図るとともに、堆積土砂及び河床の草木除去を行う必要があります。

また、災害が発生した際には、所管部局で連携して災害対応を行い、現場で混乱が生じないように努めるとともに、頻発する大規模災害に対応するため、部局横断で県庁を挙げたの応援態勢を構築しておく必要があります。

次に、道路整備についてであります。

紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道一六八号、国道一六九号は大規模災害時における地域の孤立を防ぎ、救命・救急活動や緊急物資輸送ルートを確保するための「命の道」とともに、南部地域の観光や産業の振興にも大きく寄与する道路であるため、早期の整備が望まれます。

現在、県や国土交通省により南部・東部地域における道路整備が進められているものの、本県の中でも整備が遅れていることは否めないことから、国への積極的な働きかけを行い、整備の加速化を図ることが必要であります。

次に、明治二十二年の十津川大水害で被災した人々が団体移住し、開拓をした北海道新十津川町と縁の深い本県十津川村及び県の三者で、平成二十九年度に、特産品の宣伝販売や観光情報の発信などの分野において協力を行う連携協定が締結されており、特産物等の共同販売等を行うなど、盛んな交流が行われていますが、今後も、双方の発展のため、引き続き、交流を深めていく取り組みが望まれます。

おわりに、現在、本県においては南部振興基本計画及び東部振興基本計画に基づき、部局横断的に様々な施策が推進されており、観光客が増加するなど活性化に向けた効果が見られつつありますが、更なる振興に向けた取り組みが必要です。

本県議会においても、南部・東部地域の振興だけでなく、本県の均衡ある持続的な発展を願って、平成三十年二月定例会において橿原市周辺への県庁移転を決議しました。また、南部振興議員連盟では、県・関係市町村等との意見交換の場を持ち、積極的な要望活動を実施しており、南部・東部地域の振興を図るためには、今後も同議員連盟や県・関係市町村等との協調した取り組みが不可欠であります。

以上により、本委員会の調査は終結しますが、引き続き、地域住民の切実な意見を反映し、実効性のある施策を実現されるべく様々な角度から検証、調査を進めていくことが必要であること、また南部・東部地域の活性化を図るため、引き続きソフト・ハードの両面からの施策が推進されることを要請するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、少子化対策・女性の活躍促進特別委員長の報告を求めます。  
――八番佐藤光紀議員。

◆八番（佐藤光紀）（登壇）少子化対策・女性の活躍促進特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、「少子化対策の強化」、「子育て支援の充実」、「女性の活躍促進」、「働き方改革の推進」及び「健康づくり・がん対策の推進」について調査を行ってまいりました。

人口減少、少子化を打開するために、若者と女性の仕事の安定やワークライフバランスの推進を含め、社会全体で結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行う観点から次のとおりとりまとめました。

まず、少子化対策の強化についてであります。

少子化は、経済的要因による合計特殊出生率、未婚率等の低さが密接に関係しており、各関係機関が連携してデータを活用し、これまでの概念にとらわれず多角的に捉えることが必要であります。

一般的に結婚をしたいと思っても、なかなか結婚できない実状があり、未婚化・晩婚化の進行は、少子化の大きな要因となっています。一例として、若者の中には大学の時に借りた奨学金を返せなくなり破産し、自立した生活ができなくなる状況が出てきており、子どもを産んで育てていく上では深刻な問題となっています。

また、他県においては、妊産婦の医療費助成制度を行っており、経済的負担が軽減されています。本県でも創設について検討することが望まれます。

次に、子育て支援の充実についてであります。

仕事と育児の両立には、保育環境の整備が重要な課題であり、奈良市、生駒市、天理市、橿原市、大和郡山市等の市部で待機児童が多い現状があります。

保育士確保のため、全国の自治体では、さまざまな取り組みを行っており、近畿でも修学資金の制度を実施している府県があります。本県においても保育士資格取得のための奨学金制度創設について検討が必要であります。

また、仕事をもっている親が安心して働けるように、放課後児童クラブが市町村で運営されていますが、クラブに参加できない待機児童の問題が生じており、学校の空き教室を活用するなど、今後も放課後児童クラブの充実に努めるほか、ひとり親家庭や貧困家庭に対して、市町村が利用料を減免した場合の補助など本県の対応策の検討も必要であります。

子育ての悩みとして、医療費や教育費などの経済的負担が大きく、それを軽減する施策の検討が重要であります。ライフステージごとに、さまざまな子育ての悩みを抱えており、将来の不安が大きい状況にあります。それを取り除くためにも、子育て支援の情報が届くよう情報発信の充実に取り組むことが望まれます。

本県では、子どもの数が減少しているのに児童虐待相談対応件数は依然として高い状況にあり、平成二十九年三月に奈良県児童虐待防止アクションプランを改定しました。養育力が低い家庭や孤立化している家庭に対し、社会全体で児童虐待防止に取り組む必要があります。まちづくりの中で子育てをどのように連携、支援していくのかを検討することが望まれます。

次に、女性の活躍促進についてであります。

本県の女性の就業率は全国最下位であります。女性の就業率向上には、働きたい女性が一人でも多く働けるよう、そのニーズに沿った支援が望まれます。

本県では、平成二十九年十二月に、県内企業・事業所が会員登録をして、行政・関係団体等の支援団体とともに、男女とも働きやすく、働きがいのある職場づくりに取り組む、なら女性活躍推進倶楽部を設立しました。

女性の就労マッチングについては、県内の地域性を考慮して各市町村と協力して取り組み、女性が希望勤務地で安心して働ける支援体制をつくることが重要であります。

本県では女性の起業支援プロジェクトとして、各種セミナーや相談会の開催、起業家同士のネットワークづくりなどを行っています。しかし、起業しても、五年間で実質、八割以上が休業・倒産となる厳しい現状があります。女性の起業を促していくことは、非常に厳しい道のみであるという認識が必要であり、経営相談などの適切なフォローアップができるよう検討し、女性が起業した会社を存続できるよう、専門的な支援機関を増やすことが必要であります。

次に、働き方改革の推進についてであります。

少子高齢化が進む本県において、若者をはじめ、働く意欲を持つすべての人が仕事と家庭を両立しながら、いきいきと働くことができる職場環境づくりを行うことが喫緊の課題であり、その解決のため、県内事業所における働き方の改革が求められています。

働き方改革の一例として、保育士の給料は低いという実態があり、保育士不足の原因の一つとなっています。また、非正規雇用の保育士が増加していますが、保育士の地位向上と待遇改善を、市町村に働きかけ、保育士が働きやすい職場づくりのため、公立・私立を問わず進めることが必要であります。また、放課後児童支援員は専門資格を有しますが、非正規であったり賃金が低いなど待遇の低さを訴えている例もあり、賃金に対する補助金の実態を把握した上で、改善に向けた取り組みが必要であります。

次に、健康づくり・がん対策の推進についてであります。

がんは国における死因の第一位であり、平成二十七年には年間約三十七万人が死亡しています。本県においても、昭和五十四年より死因の第一位であり、年間では全死因の三割を占める約四千人ががんにより死亡しています。

がん対策には、早期発見につながるがん検診やがん医療などがあります。医療に関しては、都道府県がん診療連携拠点病院が一力所、地域がん診療連携拠点病院が四力所、地域がん診療病院が一力所、奈良県地域がん診療連携支援病院として三力所あり、合計九力所でそれぞれの特色を生かして質の高いがん医療に取り組んでおります。

また、小児がんにおいても、早期発見、早期治療が重要ですが、小児がんにはがん検診がありません。周りにいる大人が子どもの体調の変化に気付いて、医療機関に適切につないでいくことは重要な課題であり、看病する家族への支援も必要であります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された案件は、「結婚・子育ての支援、児童虐待防止、女性の活躍促進」、「就業支援と働き方改革の推進」及び「健康づくり・がん対策の推進」において目標を掲げ、施策を推進してまいりました。

少子化が進む中で、女性が働きやすく、産み育てやすい環境づくりについて、さまざまな創意工夫を行い、少子化に歯止めを掛けていくことが重要であります。経済的な要因も踏まえ、目玉となる施策の検討が望まれます。さらには子どもの健康と安全そして主体的権利を確保し、子どもの幸せを第一に考える社会となるため抜本的な施策を講じるよう強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、防災・県土強靱化対策特別委員長の報告を求めます。――三十七番粒谷友示議員。

◆三十七番（粒谷友示） （登壇）防災・県土強靱化対策特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会では、人命を守る、県民の生活を守る、迅速な復旧・復興を可能にするという視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、災害に強い県土整備による減災対策の推進、地域防災計画の着実な推進の観点から、取りまとめることといたしました。

まず、危機管理対応全体の基本的な考え方についてであります。

「奈良県国土強靱化地域計画」及び「奈良県地域防災計画」の実施計画として、「国土強靱化アクションプラン」を策定し、防災・減災対策に取り組まれているところでありますが、現実には、いろいろな分野において、それぞれに様々なリスク要因が存在します。現在は、県の関係部局が連携しながら、それぞれが個別にその対応を行っているところですが、危機管理対応の基本的な考え方を整理し、総合的に対応できる体制を構築する必要があります。

また、風水害や土砂災害、地震災害など、最近発生している自然災害は、我々の想像を超える規模で発生しています。県民の安心・安全を確保するため、財源の確保も含めて、これまで以上にソフト対策、ハード対策を講じることができる体制を構築する必要があります。

次に、砂防指定地台帳の整備についてであります。

砂防指定地は、明治時代の字名で指定されているところが多く、県は、その正確な位置を登記情報等から特定できず、現在の字名及び地番による砂防指定地台帳及び附図の整備が十分にできていない状況です。

固定資産評価額の減価補正や砂防指定地内の行為制限など、個人の権利利益にも影響を及ぼすものであることはもとより、何よりも土砂災害を未然に防ぎ、また、被害を最小化する減災対策を講じるためには、砂防指定地が正確に特定されている必要があります、砂防指定地台帳及び附図の迅速な整備が必要です。

次に、帰宅困難者対策についてであります。

大地震等により、大規模災害が発生した際には、通勤、通学などで近隣府県に外出している県民が多数帰宅困難になることが想定されます。帰宅困難者については、関西広域連合においても、帰宅支援に関する協議会が立ち上げられ、検討が行われているところです。協議会では、帰宅支援に関するガイドラインを策定するとともに、円滑な帰宅支援に向けた図上訓練や物資備蓄の促進などに取り組むこととしています。

しかしながら、帰宅困難者への支援については、住民への行為制限や義務づけも必要となることから、条例を制定することが必要であると考えられます。各府県域内の対応ではなく、広域的な対応が必要であり、近隣府県へ通勤、通学される県民が多く、県にとって切実な課題であることから、奈良県が主体となって関西広域連合に広域的な条例を制定するように働きかける必要があります。

次に、県有施設等の安全対策についてであります。

県は、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的として奈良県耐震改修促進計画を策定しています。中でも、県有施設等については、災害発生時に避難所として利用することも想定されることから、耐震性について十分に調査する必要があります。

特に、学校の校舎等については、構造耐震指標（ $I_s$ 値）が著しく低い校舎等を使用している学校もあったことから、教育長等の出席を要請し、審議を重ねてきたところです。結果として、当委員会における質疑を踏まえ、知事から教育委員会に対し、県立高等学校の安全性の再確認と、安全確保のための措置について報告するよう要請が行われたこともあり、補正予算等によって一定の安全対策が講じられることになりました。今後も、知事は公有財産の総合調整権を有することから、普段から利用している生徒や教員の生命・身

体保護を最優先に十分な安全対策が講じられるよう、統一的・総合的な見地から調整・確認等をする必要があります。

次に、避難行動要支援者等に対する支援についてであります。

東日本大震災などを踏まえ、二〇一四年に災害対策基本法が改正されて、自力での避難が困難な避難行動要支援者について、名簿作成が市町村に義務づけられ、要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成が求められています。しかしながら、県内市町村では個別支援計画の作成が十分に進んでいない状況であることから、市町村の事情や状況を把握し、個別支援計画の策定を促進するよう取り組む必要があります。

また、避難所でのストレス等による体調悪化などで死に至る災害関連死が非常に大きな社会問題となっていることから、県内でも市町村で福祉避難所の指定が進められているところでもあります。しかしながら、周知不足から障害者等が利用できない状況も見受けられます。福祉避難所の情報は避難所生活に不安を感じる障害者、高齢者にとって安心情報になるものであることから、ホームページだけでなく、防災ハンドブックや広報紙などにより、広く周知する方法を検討する必要があります。

さらに、奈良県では、外国人観光客が年々増加しており、災害時の外国人への支援も重要です。そこで、奈良県では猿沢インを外国人専用福祉避難所とする協定を奈良市と締結しましたが、県としては当該外国人専用の福祉避難所が災害時に十分に機能するよう、関係機関と連携し、周知方法等についても検討する必要があります。

次に、浸水被害対策についてであります。

県は、大和川流域総合治水対策事業により、浸水被害の解消に向けて対策を講じているところであり、直轄遊水地の整備にも国と連携しながら取り組んでいるところです。しかしながら、近年、想定外の自然災害によって、県内でも浸水被害が多く発生しており、県民が安心・安全に暮らすことが出来るよう、十分な対策を講じる必要があります。

また、亀の瀬の地すべり対策については、大和川の流域対策に一定の影響を及ぼすため、国の事業ではありますが、地すべりの状況について調査を行い、適切に対応するよう努める必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、県は、これまで、「奈良県国土強靱化地域計画」及び「奈良県地域防災計画」に基づき、「国土強靱化アクションプラン」を策定し、大規模地震災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることが出来るよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指しています。

災害は、社会のあり方によって被害の状況が大きく異なるため、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、平時から大規模自然災害等への備えを行うことが重要であります。本委員会における調査で浮き彫りとなった様々な施設における耐震強度不足の課題への取り組みを含め、災害に強い県土整備による減災対策の推進、地域防災計画の着実な推進に、より一層取り組まれることを強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、産業基盤強化推進特別委員長の報告を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一）（登壇）産業基盤強化推進特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その概要を申し上げます。

当委員会は、産業基盤の強化に関し、県内産業の育成においては、「人材の育成・事業承継」及び「販路拡大研究開発支援」の視点で、また、企業誘致に向けた基盤整備においては「インフラ整備」及び「土地利用のあり方」の視点で調査を行い、次のとおり取りまとめました。

まず、県内産業の育成に向けた人材の育成・事業承継についてであります。

平成二十八年度に県が実施した後継者実態調査で、中小企業の代表者の四三・八%が六十五歳から七十歳であること、また、中小企業白書において、中小企業代表者の平均引退年齢が七十歳となっており、後継者不在企業の四割以上が「廃業もやむを得ない」と回答していることから、雇用の場を確保する観点からも、円滑な事業承継に向けた取組が必要であります。

特に、後継者不在の企業においては、その確保が大きな課題となっており、社外人材の活用も視野に入れた検討促進に向け、事業主と創業を希望する者をつなぐ仕組みの構築が有効であると考えられることから、県による積極的な支援が求められます。

また、本県は多くの優秀な学生を輩出しているものの、新卒者は大企業志向が強く、中小企業が中心の県内企業は、魅力があっても知名度が高くないことなどにより、県内企業への就職に繋がっていません。

県内産業の育成には、これを支える人材を確保する方策を検討する必要があります。

これらの取組のほか、機械化・IT化や新技術の導入は、人手不足への対応にも有効であるとともに、生産性の向上にもつながるため、それらについても積極的な支援が求められます。

販路拡大・研究開発支援については、各種の取組が行われていますが、これらが中小企業に充分に行き届いていない現状があります。そのため、産業振興総合センターの機能をさらに拡充し、中小企業に対するきめ細やかな支援を行うことが必要であります。今後は、IoTや人工知能など、相談内容が多様化することも見込まれるため、支援する側のさらなるスキルアップが求められます。

特に海外販路拡大支援では、平成三十年十一月に開設されたジェトロ奈良貿易情報センターと連携した取組を進めるとともに、中小企業へ周知徹底を図る等、当センターの活用推進にいつそう取り組むことが期待されます。

次に、企業誘致に向けた基盤整備についてであります。

道路については、本県における高規格幹線道路の供用延長や、国道及び県道の整備率などが、いずれも全国の低位にとどまるなど、他県に比べて大きく立ち後れている状況であります。

本県の物流は、そのほとんどがトラック輸送によって担われているため、これを支える幹線道路の整備が特に重要であり、工場をはじめとする企業立地動向にも大きな影響を及ぼしていると考えられます。このため、大都市や港湾等と繋がる高速道路の整備や、これらにアクセスする幹線道路の整備を推進することで、企業立地の促進も期待できます。

また、近畿圏の中でも通勤における自動車分担率が高い本県にあっては、県内各地で発生している渋滞の解消を図ることも重要であります。

なお、道路整備にあたっては、用地の確保が必要となりますが、そのための用地買収に時間を要している状況にあるため、代替地の確保や行政間の情報共有など、引き続き市町村及び関係機関との連携を図ることにより、早期の事業着手が可能となる体制づくりが求められます。

また、大規模災害が相次ぎ、将来的に東南海地震の発生が懸念されている中、産業基盤の強化を図る観点からも、災害対応力の向上が課題であります。具体的には、リダンダンシー確保のため、東西軸のあり方について検討するなど、物流の確保に向けた取組が必要であります。

これら道路整備の取組に加え、リニア中央新幹線の全線開業に向けた取組を積極的に行うなど、立地企業の利便性を高める取組も必要であり、全体的な交通体系のあり方について検討することが期待されます。

土地利用のあり方については、都市計画では、人口減少などの社会情勢や大都市近郊に位置する本県固有の特性などを踏まえた上での、奈良県産業の未来を見据えた取組が求められます。

まず、本県の工業用地に関しては、全用途地域に占める工業系用途地域の割合が全国で一番低く、工業立地の適地が少ないことが課題となっており、地域の実情を勘案した上での適切な土地利用転換が求められます。工場の新規立地件数については、近年改善されてきているものの、事業所の平均敷地面積が小さいなど、大規模な工場の立地誘導が計画的に行われていません。そのため、計画的な土地利用の誘導など、工業系、物流系企業等が立地しやすい環境づくりを推進しており、今後ともこの取組を継続していくことが期待されます。

一方、商業用地では、郊外型店舗の増加などによる中心市街地の空洞化等が課題となっており、にぎわいと活力を呼び戻す拠点整備や多様な都市機能の集積など、奈良らしい中心市街地の再生が求められます。併せて、空洞化に伴い発生しつつある低未利用地についても、その有効活用が求められます。これらの状況を改善するため、特に商業の拠点となるべき主要な駅周辺などにおいては、将来的な商業の活性化、大都市部などの外部からの資本導入を図るための取組が必要であります。

次に、農業用地については、担い手の高齢化、後継者不足により、耕作放棄地が増加傾向にあります。また、農地の利用効率が悪く、単位面積当たりの生産性が低い状況にあります。このため、特に農業を振興するエリアを創出し、農地の利用集積や収益性の高い作物の導入を進めることにより、農業産出額の向上を図ることが求められます。一方、バランスの取れた地域振興を図る観点から、工業・商業用地として有効活用が図れるよう検討することも求められます。

また、これらの取組に加え、産業基盤の強化を見据えた土地利用の規制のあり方について、市町村と連携して調査研究を進めることが必要であります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、当委員会に付託された事件は、産業基盤の強化に関することとして、重要かつ広範囲にわたるものであるため、県内の事例調査を含む調査活動に取り組むなど、活発な調査を進めてきました。

現在、本県では、奈良県未来投資促進基本計画により、経済が県内で好循環する社会の構築をめざし、各種の取組が進められていますが、今後はこれらの取組に加え、二〇二五年に大阪で開催されることとなった万国博覧会を好機と捉え、奈良への誘客や、奈良県産の優良製品の販売促進にも積極的に取り組むことが求められます。

以上により、当委員会の調査は終了しますが、他県に依存しない、自立的・内発的な経済構造への変革に向けて、県の役割をしっかりと認識し、リーダーシップを発揮して市町村や関係機関との連携強化を図りながら、引き続きソフト・ハードの両面から施策が推進されることを強く要望いたします。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（川口正志） ただいまの特別委員長報告をもって、各特別委員会の調査を終了します。

○議長（川口正志） 次に、二十番阪口保議員より、意見書第一号、教育の無償化・負担軽減に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、阪口保議員に趣旨弁明を求めます。――二十番阪口保議員。

◆二十番（阪口保） （登壇）意見書第一号、教育の無償化・負担軽減に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第一号

教育の無償化・負担軽減に関する意見書（案）

少子高齢化や人口減少の急速な進行は、社会の発展に必要な活力を減退させ、将来の国民生活に深刻な影響をもたらすこととなるため、安心して子どもを産み育てる環境整備が重要な課題となっている。一方、次代を担う若い世代において非正規雇用者が増える中、子育て中の世代への幼児教育・高等教育にかかる負担が大きいことは、少子化の大きな原因の一つとなっている。

こうした中、政府は、貧困の連鎖を断ち切り格差の固定化を防ぐとともに、少子化対策を進めるため、「新しい経済政策パッケージ」（二〇一七年十二月八日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（二〇一八年六月十五日閣議決定）において、「人づくり革命の実現と拡大」として、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を進めている。

教育の無償化・負担軽減には、地方が重要な役割を担う施策が含まれており、国と地方の役割分担や負担のあり方について、地方との十分な協議を経ながら、充実した制度を早期に確立するとともに、国の責任において実施に必要な財源を確保することに全力で取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十一年三月十五日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いたします。

○議長（川口正志） 七番中川崇議員。

◆七番（中川崇） ただいま阪口保議員から提案されました意見書第一号、教育の無償化・負担軽減に関する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） 十七番小林照代議員。

◆十七番（小林照代） ただいま阪口保議員から提案されました意見書第一号、教育の無償化・負担軽減に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、二十番阪口保議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、十三番森山賀文議員より、意見書第二号、多文化共生、地域活性化などに配慮した改正入管法の実施等を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――十三番森山賀文議員。

◆十三番（森山賀文） （登壇）意見書第二号、多文化共生、地域活性化などに配慮した改正入管法の実施等を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第二号

多文化共生、地域活性化などに配慮した改正入管法の実施等を求める意見書（案）

二〇一八年秋の臨時国会で成立した、政府提出の改正入管法は、「特定技能」という在留資格をつくって、外国人労働者を受け入れるものです。しかし、在留資格を得るのに必要な技能や日本語能力はもとより、受け入れ業種も、人数上限も、相手国も法律には明記されていませんでした。国内労働者の雇用や賃金への影響、外国人労働者の扶養家族への保険適用を含めた医療財政への影響、自治体行政や教育現場への影響なども考慮されていませんでした。

二〇一八年十二月二十五日に、政府は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」「(分野別の)特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定しましたが、課題が先送りとなっている点が多く残っています。

技能実習生について、事業所の約七割での労働法令違反や、年間七千人以上（二〇一七年）が失踪している事態が明らかになりました。法務省が非公開とした失踪原因調査の個票からは、最低賃金割れ、受け入れ側の不適正な取り扱いが約七割などの状況も明らかになっています。

活力ある日本社会の実現には、外国人労働者が必要であり、その能力が存分に発揮され、国民との協働・共生が地域社会や生活の現場においても推進されることが望ましいのですが、このように大きな不安材料を残したまま改正入管法が二〇一九年四月に施行されること、技能実習制度が存続されることが危惧されます。

特定技能制度にとどまらない抜本的な外国人労働者受け入れのあり方について、①地方の人材確保、②客観的かつ合理的な上限の設定、③適切な外国人労働者の待遇、④在留資格変更時の一時帰国、⑤現行諸制度の抜本的見直し、⑥適切な社会保障制度と教育制度、⑦家族帯同など人権的な配慮、⑧多文化共生施策の充実などについて、国会などで議論に議論を重ねて、政省令事項を含む法制度の全体像を国民に明らかにして、関係法令を運用していくことが求められます。

とりわけ、外国人を受け入れるのなら、大都市圏ばかりでなく、人材確保が困難な地方へも必要とされる人材が集まるよう、生活支援に取り組む地方自治体等に対して制度・財政上の裏付けをもって支援することが求められます。

よって国会及び政府におかれては、以上の趣旨をふまえて、多文化共生、地域活性化などに配慮した改正入管法の施行、技能実習制度など現行諸制度の見直しに取り組むよう要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十一年三月十五日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

〇議長（川口正志） 一番 亀田忠彦議員。

◆一番（亀田忠彦） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第二号、多文化共生、地域活性化などに配慮した改正入管法の実施等を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） 十五番岡史朗議員。

◆十五番（岡史朗） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第二号、多文化共生、地域活性化などに配慮した改正入管法の実施等を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、十三番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（川口正志） 次に、四番山中益敏議員より、意見書第三号、農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山中益敏議員に趣旨弁明を求めます。――四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏） （登壇）意見書第三号、農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第三号

農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書（案）

政府は二〇一九年までに農林水産物・食品の輸出額を一兆円に増大させ、その実績を基に、新たに二〇三〇年に五兆円の実現を目指す目標を掲げています。そのような中、二〇一二年に四千四百九十七億円だった輸出額は二〇一七年には八千七十一億円、直近の二〇一八年は九千六十八億円と順調に推移しており、目標である一兆円の達成が現実味を帯びてきています。

世界中で日本食ブームの中、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結び付けるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造していく必要があります。

そのため、二〇一六年に政府がとりまとめた「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取り組みが行われるべく、政府においては次の項目を実現するよう強く要望します。

一 市場情報の一元的な把握、集約、提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化や生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援、輸出先国の検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を行うこと。

二 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進・新規技術開発等により、効率的で低コストな物流体制の構築を図ること。

三 動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた輸出環境の整備を行うとともに、生産・加工集荷拠点、物流拠点、海外拠点におけるハード面でのインフラ整備や、制度・手続面の整備・改善など輸出サポート体制の整備等、ソフト面でのインフラ整備を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十一年三月十五日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（川口正志） 五番川口延良議員。

◆五番（川口延良） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第三号、農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（川口正志） 十六番西川均議員。

◆十六番（西川均） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第三号、農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、四番山中益敏議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（川口正志） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、すべて議了しました。

よつて本日の会議を閉じます。

-----  
○議長（川口正志） これをもって、平成三十一年二月第三百三十五回奈良県議会定例会を閉会します。

-----  
△閉会式

○議長（川口正志）（登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

二月十九日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、平成三十一年度予算をはじめとする多数の重要議案及び県政の諸課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、議案はすべてこれを議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第です。また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に十分反映されますよう望むものであります。

今期定例会は、開かれた議会に向けた取組の一つである議場コンサートに始まり、また本日は、議員提案による「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が可決されるなど、私たちの任期中最後の定例会として誠に意義深いものがありました。議員各位には、県政のさらなる発展のため、ますますご活躍されんことを衷心より祈念申し上げます。

なお、今回の改選を機に勇退されます議員各位には、永年にわたるご精励と多大のご功績に対し深く敬意を表しますとともに、今後とも県政の限りない発展のため、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議並びに予算審査特別委員会をはじめ、各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、あと一カ月余りをもちまして、奈良県議会議員としての今期の任期を終えられることとなります。この四年間、奈良県政にご参画、ご議論いただき、または諸課題の解決にご尽力を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

なお、梶川虔二議員、安井宏一議員、岡史朗議員並びに松尾勇臣議員におかれましては、今議会をもって後進に道を譲られることとされました、今日までのご功績に敬意を表し、感謝を申し上げますとともに、今後一層ご自愛をいただきまして、引き続き県政発展のため、ご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。次の選挙にご出馬される議員各位におかれましては、ぜひとも健康に留意され、良い結果をいただかれまますよう、ご祈念申し上げます。また、私の任期も終了いたしますが、知事就任以来三期十二年間、議員各位並びに県民の皆様方のご理解とご協力をいただき、おおむね順調に県政運営を進め

ることができました。ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。今後議員並びに県民の皆様方の県政発展に対する一層のご鞭撻とご支援をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。シー・ユー・アゲイン・ヒアー。

△午後三時三十九分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	川口正志
同 副議長	奥山博康
署名議員	中川 崇
署名議員	佐藤光紀
署名議員	川田 裕